

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

核兵器廃絶運動の今後：

- NPT再検討プロセス重視を見直す時期
- 日本の「核の傘」政策の転換が世界の現状を打破する鍵である

主筆 梅林宏道

20数年のNPT経験

1995年のNPT(核不拡散条約)再検討・延長会議は、筆者がNGOとして国家間会議に参加した最初の会議であった。当時、ピースデポは準備委員会の段階であり、筆者は太平洋軍備撤廃運動(PCDS)国際コーディネーターとして参加した。

会議に先立って、NGOではさまざまな準備活動が世界的に行われた。筆者自身、チャレンジがあった。1993年秋、反基地運動をベースにした運動と非核自治体運動を基礎として、神奈川において諸グループが結集する「NPT連続セミナー」を開催した。そのまとめの声明「95年を核のない世界への転換点に」(1994年4月16日)を基礎として、「95年を核のない世界へ！運動」が始まった。神奈川におけるこの新しい試みは、国際的なNGOの運動と連動していた。米国内では草の根レベルで「キャンペーン1995年」が始まっており、専門性の高いNGOは「核不拡散と核軍縮のための国際連合」を結成してNPTの延長問題に対して共同の取り組みを行っていた。

国際的に見て、多くのNGOは当時からNPTの限界を見据え、その無期限延長に反対ないし懐疑的であった。そして、延長問題をテコにしてNPTを超える核兵器廃絶の国家を巻き込んだ潮流をいかに創るかに腐心していた。その意味では、今日まで同じ状況が続いていると言えるかもしれない。しかし、無期限延長後20年を経た現在、その間の変化を踏まえた分析が必要な時期に来ている。

テコを失ったNPT再検討プロセス

95年のNPT再検討・延長会議において、不十分な無期限延長が決定したにもかかわらず、関与したNGOは意気軒昂であった。それは大部分のNGOが結集して「核兵器廃絶国際ネットワーク・アボリション2000」を結成したことに象徴される。当時はまだ冷戦後の国際情勢の好転への期待があった。NPT会議の議長を務めたダナパラ大使(現パグウォッシュ会議会長)のNGOの関与を重視するリーダーシップが生み出したNPTプロセスへの信頼感も重要な要素として作用した。欧米に関して言えば、米国でフリーズ(凍結)が主流であった反核運動から従来は少数に留まったアボリション(廃絶)が主流になるという歴史的な転換が起こったことへの喜びと期待もあった。本誌もまた、そのような熱気の中で創

今号の内容

核兵器廃絶運動の今後 梅林宏道

米国保有核弾頭数アップデート

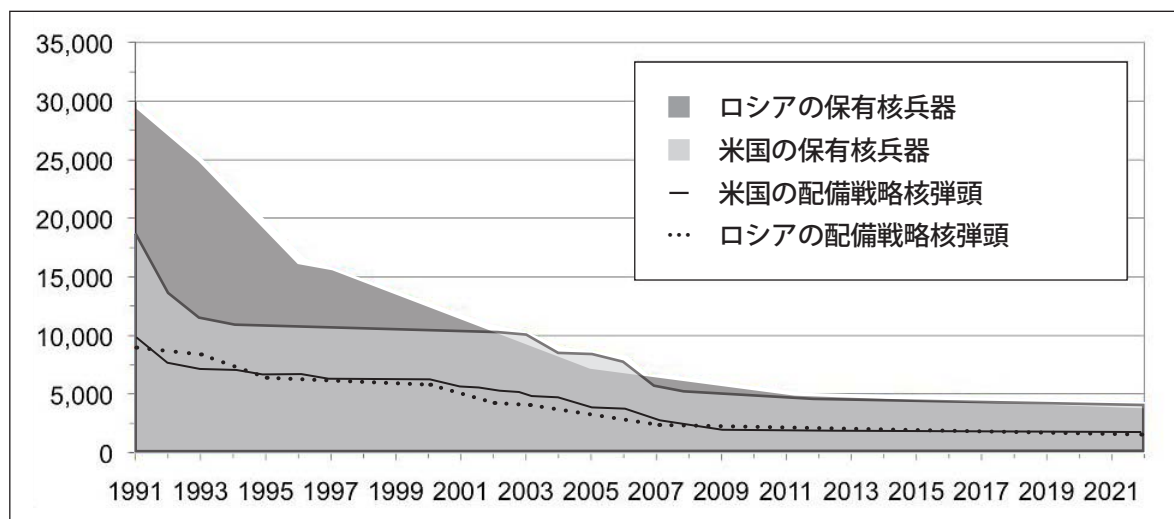
<資料>米「ファクトシート」

**「安保法制」国会論戦を追う(2)
事態認定、機雷掃海、敵地攻撃、対ISIL**

**【連載】被爆地の一角から(90)
「米国の威」を借る安保法制** 土山秀夫

7月15日号は休みます。次号は8月1日号です。

【図】米口の保有核兵器の変化 ハンス・クリステンセン(2015年3月)



刊された。

1995年当時の方針を要約するならば、NPT無期限延長に付帯して採択された政治決定、とりわけ「核兵器国は、核兵器の廃絶を究極的な目標として、世界的に核兵器を削減するための体系的、前進的な努力を断固として追求する」(1995年5月、原則と目標)という合意をテコにして、NPT第VI条の履行を実現する、ということであったであろう。それ以後の20年間、核兵器廃絶を真剣に目指す政府、研究者、市民社会の大部分は、このようなNPT第VI条の履行追求を、「核兵器のない世界」達成のための主戦場と考えてきたと言ってもよいだろう。

しかし、振り返った時、このプロセスが核兵器廃絶のために実質的に何かを前進させたのは、当の1995年会議だけであった。2000年の「明確な約束」を含む13項目の実践的措置、2010年の64項目の行動計画など、次の発展への橋頭保となる合意を築いて来たことは間違いないが、それらは実質的成果とは言い難いものであった。それに対して、1995年会議は包括的核実験禁止条約(CTBT)の1996年中の妥結を決定し、かつ実現した(それ以前の蓄積が大きかったが)。また、中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立を不動の国際アジェンダとして確立した。これらを勝ち取ることができたのは、無期限延長か有期限延長かという強力なテコをもって非核兵器国が核兵器国を追い込むことが出来たからであった。無期限延長によってそのテコを失って以後、最終文書が合意されるか否かにかかわらず、NPT再検討プロセスは実質的な成果を手にすることができなくなった。

NPTプロセスが「核兵器のない世界」達成へ実質的前進を勝ち取るテコは失われたと考えてよいのではないのか。

米口の核兵器削減の飽和状態

「今はNPTプロセス再考のとき」と考えられる大きな理由はもう一つある。世界の核弾頭数の9割以上を保有している米口が核兵器を削減する趨勢が飽和状態にあると考えられるからである。上の図の配備戦略核弾頭数の変化を見て頂きたい。2010年の再検討会議までは、スピードが遅過ぎるとはいえともかくも漸減してきた削減の趨勢も、2010年以後の5年ではほとんど停止している。2018年までに米口がそれぞれ1,550発まで削減することが新START条約で定められているが、実際にはすでにその水準に達していながら次の削減、さらにはゼロへと漸減する展望は全く見えていない。

2013年6月のベルリン演説において、オバマ大統領は約1,000発まで配備戦略核兵器を削減する用意があると述べた。また、同時に策定された米国の核兵器使用政策指針は、現在配備兵器と同数以上に保有している予備弾頭について、10年以上を要する即応性インフラ整備が完了すれば不要になる可能性に言及した¹。仮に米口関係が好転してこれらすべてが実現したとしても、戦術核も含めた全弾頭数が、米口各1,200程度までに留まる見通しとなる。これだと、筆者がしばしば論じてきた500弾頭、すなわち全核兵器国が一つの核軍縮交渉のテーブルに着く条件に達する状況が生まれない。このようなテーブルが重要なのは、核抑止論の前提を崩す作用が期待できるからである。そう考えると、オバマ大統領の「核兵器の役割の低減」による削減論は、最近のNPT再検討会議で示された米国の「期限を設けないステップ・バイ・ステップ」によって第VI条義務を履行する立場²を導くのみであり、テコを失ったNPTプロセスでは核抑止論を超える次の局面を迎えることはできそうにない。

日本の政策転換が世界を変える

と言ってもNPT再検討プロセスを見限る必要はない。再検討会議は5年毎に必ずやってくるし準備委員会も続く。核兵器国がすでに核兵器廃絶義務を負っているこの条約の完全履行を求めるプロセスを活用しない手はない。そこで議論される論理と帰結する言葉の積み重ねは活用に値するものが多い。NPT再検討プロセスは、核兵器廃絶の状況の整理(taking stock)と次の目標の開発(developing benchmarks)に有効な多国間会議と位置付けるのがよいと思われる。**核兵器廃絶へ情勢の実質を動かす主戦場ではない。**

NPTと離れて、核兵器廃絶への実質的前進を追求する場を構築すべきである。その観点から考えられるいくつかの場を例示したい。

1. **米口の核兵器の大幅・迅速な削減を促す場。**米口が数百レベルまで核弾頭を削減することの意味は前述したとおりである。今回の再検討会議でロシアが強調した「戦略的安定性」の議論を踏まえると、NATO諸国とロシアとの対話を創り出すことが第一歩として重要であり、反核より広い視野をもった欧州平和運動に期待するところが大きい。
2. **国連総会に存在する手掛かりとなる場。**今回の再検討会議において「核軍縮のための効果的措置(法的条項を含む)」を議論する公開作業部会(OEWG)を国連総会に設置することに米国も合意した³。また、国連総会決議で2018年までに核軍縮国連総会ハイレベル会議を開催することがすでに決定されている。これらを実質的な会議にすることが可能である。
3. **核兵器の非人道性に関する最近の知見と関心の増大を活用する場。**適切なイニシャティブ国

家群が形成されるならば国連の外に核兵器禁止の法的協議の場を展望することができる。そのような国家群は今は見えない。

それとは別に、この分野では日本自身が地域的な場を形成して世界に決定的な貢献をすることができる。非人道性を踏まえた核兵器廃絶の世論は、被爆者の声を含め、日本では他国に比して圧倒的に強い。しかし、日本が「核の傘」依存政策をとっている限り、この世論は十分な国際的影響力を持たない。日本政府が世界の首脳に被爆地訪問の重要性を訴えても、「被爆地を訪問すれば、日本政府のように『核の傘』を要求する国になるのですか」と内心シニカルな反応を誘うであろう。日本の市民は、「核の傘」政策からの転換に真剣に取り組むべきときである。「北東アジア非核兵器地帯」という選択肢によって、日本の安全を確保しつつそれが可能であるという議論が、米国の著名な研究者を含めて提起されている⁴。日本がこの方向に舵を切るとは、大国の一つが核抑止論から脱却するという歴史的転機を画することを意味する。「核兵器のない世界」への重要な実質的な前進である。その波及効果も大きい。日本がリードするNPDI(核不拡散・軍縮イニシャティブ)をあるべき姿に変える転機にもなりうる。⑩

注

- 1 本誌427-8号(13年7月13日)3及び5ページ参照。
- 2 本誌473号(15年6月1日)及び474号(同6月15日)の米ウッド特別代表の発言参照。
- 3 本誌473号(15年6月1日)3ページ参照。
- 4 「提言:北東アジア非核兵器地帯への包括的アプローチ」(15年3月、RECNA)参照。 www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/Proposal_J_honbun.pdf

米国、保有核弾頭数をアップデート 削減は横這い、解体待ち弾頭数を初公表

2015年4月27日、米国は「備蓄核兵器における透明性」と題されたファクト・シートを公表した。米国の「NPTの下での誓約とさらなる削減の追求」の証とされる同シートの公表は、10年5月3日、14年4月29日に次ぐ3度目である。過去2度と同じく、今回もNPT再検討会議に合わせて公表された(14年は再検討準備委員会)。要旨は次のとおりである:

①**備蓄:**2014年9月30日現在、米国の備蓄弾頭数は**4,717発**。この数字は過去の最大値で

ある1967年(31,255発)よりも85%、ベルリン壁が崩壊した1989年(22,217発)よりも78%少ない。

②**核弾頭の解体:**会計年1994年から2014年にかけて、10,251発の弾頭を解体した。2013年9月30日以来の解体数は299発である。さらに、**約2,500発が退役し、解体を待っている。**

③**戦術核兵器:**1991年9月30日に比して90%以上を削減した。

備蓄数の削減は、13年9月からの**1年間で87発**に過ぎない。オバマ大統領が09年1月に就任して以来の**5年間でも500発**という小幅の削減とどまっている。新START条約の下での配備弾頭数削減目標(17年に1,550発)が近づくにつれ、同条約による軍縮は飽和状態になりつつある。加えて、さらなる削減については、軍部や議会保守派の強い抵抗、欧州での対口関係の悪化によって新たな交渉の糸口が掴めない。そのような現実を反映した数字である。(前記事参照)

唯一の新しい要素は、解体待ち核弾頭の概数が明らかにされたことだ。これまで2度のファク

ト・シートでは「数千発が解体を待っている」とされていたが、約2,500発という数字が示された。透明性の観点からは一歩前進といえる。

ジョン・ケリー米国務長官は、4月27日のNPT再検討会議で、核兵器削減は「ステップ・バイ・ステップ」アプローチの成果であり、今後もこのアプローチを続ける、と述べた。また核弾頭の解体を加速する方針も明らかにした。

しかし、ファクト・シートが示しているのは、このアプローチでは、半永久的に「核兵器のない世界」には来ないということだ。新しいアプローチが求められる。(編集部)M

備蓄核弾頭数(1945-1961会計年)

(1993年12月、エネルギー省)

1961年以前の弾頭数は、国務省ファクトシートには示されていない。93年のエネルギー省の公表データによりピースデポが補足した。

(出典: www.osti.gov/opennet/forms.jsp?formurl=document/press/pc26tab1.html)

1945	2
1946	9
1947	13
1948	50
1949	170
1950	299
1951	438
1952	841
1953	1,169
1954	1,703
1955	2,422
1956	3,692
1957	5,543
1958	7,345
1959	12,298
1960	18,638
1961	22,229

【ファクトシート】

出典: www.state.gov/documents/organization/241377.pdf

備蓄核弾頭数(1962-2014会計年)

(1962年より前のデータは93年12月、エネルギー省が公表している)

1962	25,540	1979	24,138	1996	11,011
1963	28,133	1980	24,104	1997	10,903
1964	29,463	1981	23,208	1998	10,732
1965	31,139	1982	22,886	1999	10,685
1966	31,175	1983	23,305	2000	10,577
1967	31,255	1984	23,459	2001	10,526
1968	29,561	1985	23,368	2002	10,457
1969	27,552	1986	23,317	2003	10,027
1970	26,008	1987	23,575	2004	8,570
1971	25,830	1988	23,205	2005	8,360
1972	26,516	1989	22,217	2006	7,853
1973	27,835	1990	21,392	2007	5,709
1974	28,537	1991	19,008	2008	5,273
1975	27,519	1992	13,708	2009	5,113
1976	25,914	1993	11,511	2010	5,066
1977	25,542	1994	10,979	2011	4,897
1978	24,418	1995	10,904	2012	4,881
				2013	4,804
				2014	4,717

*退役となり解体を待っている核弾頭は含まない。

解体核弾頭 (エネルギー省) (1994-2014会計年)

1994	1,369
1995	1,393
1996	1,064
1997	498
1998	1,062
1999	206
2000	158
2001	144
2002	344
2003	222
2004	206
2005	280
2006	253
2007	545
2008	648
2009	356
2010	352
2011	305
2012	308
2013	239
2014	299
合計	10,251

【定義】* **備蓄核兵器**には、活性と不活性の両方の弾頭が含まれる。**活性弾頭**には、作戦で即使用可能な状態が維持された戦略及び非戦略兵器、短時間内に配備可能な弾頭、及び兵站予備の弾頭が含まれる。これらには、トリチウム・ボルトその他の寿命が限られた部品(LLC)が装着されている。**不活性弾頭**は貯蔵所内に非作戦状態で維持されているものであり、トリチウム・ボルトは取り外されている。

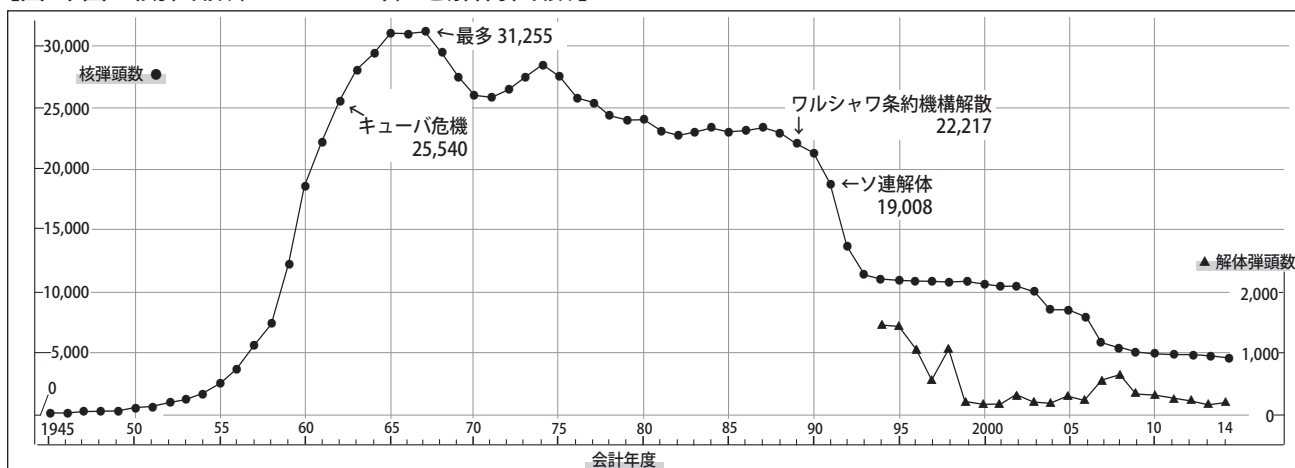
* **退役弾頭**は、運搬手段から撤去され、機能できない状態にあり、備蓄核弾頭の一部とは見なされない。

* **解体待ち弾頭**は、全弾頭数の大部分を構成し、新START条約の履行によって増加し、不必要な弾頭は退役となる。

* **解体済み弾頭**は、部品にまで分解された弾頭である。

(訳: ピースデポ)

【図: 米国の核弾頭数(1945-2014年)*と解体弾頭数】(上記ファクトシートをもとにピースデポ作成。)



シリーズ「安保法制」国会論戦(2)

敵基地攻撃や対ISIL派遣： 「法理上はできるが想定していない」

安全保障法制の憲法上の側面、とりわけ政府の説明のご都合主義と矛盾がますます明らかになってきている。一方、政府は具体事案に関する国民の懸念に対して、多くの言葉を振りまきながら「心配ない」と繰り返す。本シリーズで我々は、このような政府の説明を、国民が彼らをつ縛るための「言質」あるいは「武器」として記録・蓄積してゆくことに重きを置いてゆきたい。

今号では6月1日及び5日の衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」議事録から政府の説明を抽出した。(出典：国会会議録検索システム<http://kokkai.ndl.go.jp>。引用部分の強調及び丸カッコ内はピースデポ。)

事態認定：経済的観点のみでは 事態認定はしない？

「重要影響事態でも(周辺事態と)同様であります。軍事的な観点がなく、経済的な観点のみであったならば、これは該当しない、これが基本的な考え方であります。」

(岸田外相、6月1日衆議院平和安全法制特別委員会。民主党・玄葉光一郎議員に対する答弁。)

「存立事態は、そもそも三要件がございまして、我が国に武力攻撃が発生したこと、あるいは我が国と密接な関係に対して武力攻撃が発生したこととございまして、これはまさに武力攻撃が起こったということとありますから、軍事的観点そのものでございまして。」

(安倍首相、6月1日衆議院平和安全法制特別委員会。民主党・玄葉光一郎議員に対する答弁。)

機雷掃海：ホルムズ海峡と 南シナ海では条件が違う？

「(南シナ海での中国の機雷敷設は)存立危機事態とか、また重要影響事態について当たるかどうかということとありますが、これも、限られた要件、前提条件だけで判断できるものではなくて、また、特定の国を挙げた仮定のお尋ねでございますので、お答えすることは差し控えますけれども、該当するかどうかにつきましては、実際に発生した事態の具体的、個別的な状況に際して、全ての情報を総合的に、客観的かつ合理的に判断するこ

とになるわけでございます。」

(中谷防衛相、6月1日衆議院平和安全法制特別委員会。民主党・玄葉光一郎議員に対する答弁。)

「(南シナ海もシーレーンとしては)ホルムズ海峡と同様ではありますが、他方、ホルムズ海峡の場合は原油を輸入する上で迂回路がない、ホルムズ海峡の場合は迂回路がございませぬが、南シナ海におきましてはさまざまな迂回路があるわけでございまして、ホルムズ海峡とは、迂回路があるかないかということとは大きく違うんだろーと思います。」

また、実際問題として、周辺国にとって、広い海ですから、あそこに大量の機雷を敷設するということは、これは全ての国にとっても、沿岸国にとっては大変なことにその後もずっとなっていくわけとありますから、余り想定し得ないのでございまして、今申し上げましたように、ホルムズ海峡とは違うという状況等についてはお話ししたとおりでございまして、いわば法律との関係においては、法律的には、まさにこれは三要件に合致するかどうか、実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断をしていくものであります。」

「集団的自衛権の行使については、まさに、申し上げておりますように、これは三要件に当てはまるかどうかということに尽きるわけでございまして、(略)それまでは外交努力もするわけとありますし、国連の場においてしっかりと議論をしながら、そういう状況を取り除いていくという最大限の努力をする上における判断であるということとございまして。」

(安倍首相、6月1日衆議院平和安全法制特別委員会。民主党・玄葉光一郎議員に対する答弁。)

「(ホルムズ湾の機雷敷設は)もちろん、そう簡単に起こり得るとは我々も考えてはおりませんが、万々がーに我々は備えなければいけませんから、そのときにはなり得る条件が整い得る、このように申し上げている。」
(安倍首相、6月1日衆議院平和安全法制特別委員会。維新の党・今井雅人議員に対する答弁。)

「掃海艦艇というのは外部からの攻撃に非常に弱い、脆弱であるために、戦闘が現に継続しているような現場におきまして機雷掃海を円滑に行うことは困難でございます。このように、機雷掃海というのは、その性質上、相手方への積極的な攻撃を行うものではなくて、相手によって既に敷設された機雷の除去だけを行うという意味で受動的でありまして、また、民間船舶等の安全な航行の確保という限られた目的のもとで、敵への攻撃を伴わず、機雷の除去のみを行うという意味で限定的である活動であるということで、受動的な、限定的な活動であるということでございます。」
(中谷防衛相、6月5日衆議院平和安全法制特別委員会。維新の党・重徳和彦議員に対する答弁。)

敵基地攻撃:今は装備・態勢が 無いので米国に任せる?

「今例として挙げられた、いわば敵のミサイルが攻撃される、策源地攻撃ということにおいては、これは極めて、個別的自衛権もそうでございますが、法理上は、法理上はあり得るわけでございますが、事実上、この打撃力については米国が担っており、その能力を有している。我々は、攻撃をする能力は、そもそもそこは持っていないわけでありまして、個別的自衛権においても想定をしていないわけでありまして、ましてや集団的自衛権においては、実際には想定はしていないということでございます。」
(安倍首相、6月1日衆議院平和安全法制特別委員会。維新の党・丸山穂高議員に対する答弁。)

「今、例として挙げられた敵基地攻撃でございますが、従来の考え方は、法理上、つまり、これは法的な理屈の上ですね、法的な、純粋に理屈の上においては、新三要件のもとでも変わりはないわけでございます。(法理上は敵基地攻撃が可能:編集部。)

ただ、我が国は、敵基地攻撃を目的とした

装備体系は保有をしていない、個別的自衛権の行使としても敵基地を攻撃することは想定しない、していないということはまずははっきりと申し上げておきたい。ましてや、個別的自衛権においてもその想定をしていないんですから、集団的自衛権の行使として敵基地を攻撃することはそもそも想定していないということは申し上げておきたいと思います。」

(安倍首相、6月1日衆議院平和安全法制特別委員会。共産党・穀田恵二議員に対する答弁。)

「F35Aの導入によりまして、単にF35Aのみで敵基地攻撃をすることはできないわけでありまして、これを必要とするためには、敵の地上レーダーサイトを無力化するとか、また、精密に誘導されたミサイルなども対処するというような必要がありますので、一連のオペレーションを行うことにした装備が必要でございます。現時点において、そういうことを念頭に、敵基地攻撃のためにF35Aを導入しているわけではございません。」

(中谷防衛相、6月1日衆議院平和安全法制特別委員会。共産党・穀田恵二議員に対する答弁。)

対ISILの派遣: 法律的にはあり得る!

「(ISILに対する国際行動への派遣について)法律に定められました、国際社会とか国連決議、それに基づいて判断するということで、法律的にはあり得るということでございます。」

(中谷防衛相、6月1日衆議院平和安全法制特別委員会。民主党・細野豪志議員に対する答弁。)

「総理もこれを明言いたしましたけれども、ISILの脅威に対抗するためには、ISILによる資金調達を阻止したり人道危機への対処をするなど、各国がそれぞれの強みを生かして、国際社会が協力して幅広い分野で取り組みを集結させることが不可欠であり、日本としては、難民支援、周辺国に対する人道支援など、これまで培った知見と経験が生かされる非軍事分野で国際社会と連携して貢献を行っていく考えである。これは、総理が状況を判断して決めたことでございます。」

(中谷防衛相、6月1日衆議院平和安全法制特別委員会。共産党・赤嶺政賢議員に対する答弁。)

(まとめ:塚田晋一郎、田巻一彦)M

他作自演の違憲芝居

安倍政権は今国会の会期を95日間延長することを決定した。閣議決定した安全保障政策の関連法案について、国会での議論を尽くし、国民の理解を得るためであるという。

だがその後の国会論戦を見る限り、安倍首相の口癖にも近い「国民の皆さまへのていねいな説明」には程遠く、硬直し切った繰り返しの答弁ばかりが目立つ。例えば憲法学者による圧倒的多数の違憲表明や元内閣法制局長官らによる手厳しい批判に対して、集団的自衛権の行使を合憲とする政府反論が、高村副総裁のひねり出した砂川判決や72年の政府見解のこじつけ解釈しかない、というのだから情けない。国民も馬鹿ではないからその間のカラクリはすでに見破っていて、世論調査の度に「国民への説明が不十分」の比率が上がっていくばかりだ。

ところで筆者は06年に第一次安倍内閣が成立したときから、米国政府にどういう対応をするか、について注目していた。格好なバロメーターは「アーミテージ報告」だった。同報告は2000年にすでに出されていた。最も関心を引いたのは憲法9条についての記述である。「日米安全保障条約はそれなりに機能している。しかし今のままでは中途半端である。集団的自衛権の行使が認められていないことが主な理由であり、それを妨げているのは憲法9条である。日本がもし集団的自衛権の行使容認に踏み切れれば、日米間の軍事的協力はより強固なものとなり得よう」というのがその骨子だった。

改憲を党是としている自民党政権も、さすがに直ぐに応じるのにはためらいがあった。ところが06年に政権を取った安倍内閣は、「戦後レジームからの脱却」を掲げて、さっそく集団的自衛権の可否を論じる例示に関する有識者会議を発足させた。ただ参院選での自民党の惨敗、閣僚の相次ぐスキャンダル、首相の体調不良も重なって安倍政権はわずか1年で退陣した。第2回「アーミテージ報告」が出たのは、まだ首相

在任中の07年2月であった。「われわれは安倍政権の憲法に関する見直し、また個々のケースで特措法を必要としない恒久法の検討に勇気づけられた。ただCIAによると、日本の防衛費は世界でトップ5に入っているものの、GDP比では世界で134位に過ぎない。更に防衛費の増額を期待したい。日本は人質救出の計画や必要な専門技術を発展させ、米艦援護に当たるべきである。日本がミサイル防衛計画への参加に際して、武器輸出3原則の例外として米国への技術供与を認めたが、残りの禁止事項も解除すべきである。宇宙における安全保障分野の国会論議を歓迎する」。

更に第2次安倍内閣の発足後、2012年には第3回「アーミテージ報告」がなされた。日本への勧告としては「原発の再稼働は、日本にとって正しく責任ある措置である。また日本は多国間の取り組みに積極的な関与をすべきである（例えば海賊対策、ペルシャ湾における輸送の保護、シーレーンの安全など）。日本は自身の防衛のみでなく、米国との協力による地域的な不確実性に対する防衛へと拡大すべきである。イランがホルムズ海峡を機雷によって封鎖しそうな言辞を弄することがあれば、日本は単独で掃海艇を派遣すべきである。PKOへの十分な参加のため、必要とあれば他国のPKOのために武力行使を考慮すべきである」。

これら3回の勧告的意見に対して、集団的自衛権の絡む事案を除けば、日本政府はきわめて従順に法規や国会決議を改めまでして期待に応えた。そして最後の仕上げが、集団的自衛権の行使容認を含む今回の新ガイドライン締結ということになる。つまり米国の描いたシナリオに沿って、日本の首相がいかににも自主的であるかのように演じているに過ぎないのだ。安倍首相が国会答弁で繰り返す“ホルムズ海峡の機雷除去”は、正しくその象徴と言えよう。“虎の威”を借りる代償はあまりに重い。

編集部注：「アーミテージ報告」第2回は「イアブック核軍縮・平和」08年版、第3回は13年版に抜粋記。



特別連載エッセー●90

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去5回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市長に就任。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2015.6.6～6.20

作成：有銘佑理、塚田晋一郎

ICBM＝大陸間弾道ミサイル／ISIL＝「イスラム国」／P5＝5核兵器国／SIPRI＝ストックホルム国際平和研究所／START＝戦略兵器削減条約／WSJ＝ウォールストリート・ジャーナル

- 6月7日 中国、極超音速滑空ミサイル「WU-14」の4度目の実験を実施。
- 6月8日 G7首脳会議、ドイツ・エルマウで首脳宣言を採択して閉幕。中国やロシアの力による「現状変更の試み」を非難。
- 6月8日付 米国防務省、年次報告書(5日発表)で、北朝鮮が寧辺以外に秘密核施設を運営している可能性を指摘。
- 6月9日付 ビショップ豪外相、ISILがイラク、シリアで放射性物質を盗み出したとみられ、「汚い爆弾」製造が懸念されると述べる。
- 6月10日 イラン核交渉会場のホテルがサイバー攻撃を受けていたことが発覚。米WSJ、イスラエルによるスパイ活動と報道。
- 6月11日 IAEA、低濃縮ウラン供給途絶などの不測事態に備え国際管理下で備蓄する「低濃縮ウランバンク」設立に向け、カザフスタンと施設建設協定を結ぶことを承認。
- 6月13日 イランのロウハニ大統領、6月末が交渉期限のP5+独との最終合意は「相手がイランの権利を尊重すれば可能だ」と述べる。
- 6月13日 広島で被爆した路面電車1両が復元され運行開始。土日祝限定で8月末まで。
- 6月15日 SIPRI、年次報告書を発表。15年1月時点、核兵器保有9か国の核弾頭は計15,850発で、前年比500発減少。
- 6月15日 米韓原子力協定改定。韓国の使用済み核燃料再処理の研究規制を一部緩和。20%未満までウラン濃縮を条件付きで容認。
- 6月16日 ロシアのプーチン大統領、年内に40基以上のICBMを新たに配備する方針。NATOはこれを「武力による威嚇」と避難。
- 6月16日 ケリー米国防務長官、ロシアは新STARTに「逆行している」と批判。
- 6月17日 ロゴジン・ロ副首相、twitterで「核兵器能力の向上は国際社会に対するロシアの責務にまったく矛盾しない」と述べる。
- 6月17日 米ジョンズ・ホプキンス大「38

イアブック「核軍縮・平和2014」

—市民と自治体のために

編著：NPO法人ピースデポ／監修：梅林宏道

発行：緑風出版／2014年11月30日／A5判 356頁

会員価格1700円／一般価格2000円 (ともに+送料)

特集 核兵器：非人道性から禁止の法的枠組みへ

■2013年のキーワード：
核軍縮／米軍・自衛隊／自治体とNGO ほか
■市民と自治体にできること
■豊富な一次資料

ノース」、商業衛星写真を判読し、北朝鮮が寧辺に新構造物を建築中との観測を発表。

●6月18日付 米韓原子力協定改定交渉で、米側が朝鮮半島非核化共同宣言への言及を提案したことが明らかに。韓国側が「不適切」と主張し、最終交渉過程で除外される。

沖縄

●6月7日 在沖海兵隊3等軍曹を強盗致傷の疑いで逮捕。那覇市で男性を殴り現金奪う。先月30日以降、8日間で7人目の逮捕。

●6月7日付 米国防務省、3日の翁長知事との会談直後に報道機関向け声明を発表。知事訪米要請行動に関する声明は初。

●6月8日付 在沖海兵隊、普天間飛行場一般開放イベントで実物の銃を展示。銃刀法・日米地位協定違反の可能性も。

●6月8日付 辺野古基金、寄付総額3億2734万円に。各団体への支援金額も公表。

●6月8日 普天間飛行場へF15、FA18飛来。宜野湾市上大謝名で111デシベルの騒音。

●6月9日付 米軍飲酒制限解除から半年。14年12月～15年6月、軍人・軍属の逮捕件数は36件。前年同期比6割増。

●6月10日 嘉手納基地へ米バーモント空軍所属F16戦闘機10機、兵員約150名を暫定配備。月内にも飛来。期間は3～4か月。

●6月10日 翁長知事、政府へ西普天間地区隣接のコルドー地区返還を要請。

●6月10日 普天間飛行場航空安全担当官、オスプレイ運用ルールについて、日米合意とは別の飛行基準の存在明かす。

●6月11日付 沖縄防衛局、辺野古埋立て予定地周辺で発見された新種生物に関する追加調査を実施せずに着工する方針。

●6月11日 宜野湾市議会、ハワイでのオスプレイ墜落事故への意見書・抗議決議可決。同機即時撤去、飛行場早期閉鎖・返還求める。

●6月11日 普天間騒音訴訟判決。那覇地裁

【お知らせ】広島・長崎講演日程

—被爆70周年原水爆禁止世界大会—

<広島> 8月5日(水) 9:30-12:30

ワークピア広島3F 楓

「沖縄と東北アジアの非核化への課題」

湯浅一郎(ピースデポ副代表)

<長崎> 8月8日(土) 9:30-12:30

長崎県教育文化会館2F 大会議室

「日本の安全保障政策」

—東北アジア非核地帯化と沖縄—

田巻一彦(ピースデポ代表)

沖縄支部、国に7億5400万円の賠償命令。

●6月12日 与那国町議会、陸自配備に関する簡易水道事業特別会計補正予算を賛成多数で可決。事業費は約8500万円。

●6月17日付 防衛省、辺野古ボーリング調査期限再延長へ。本体着工9月以降の可能性。

●6月17日 森本元防衛相、普天間の九州南方・西方への移設は軍事上可能との認識示す。

●6月18日 辺野古サング礁破壊問題。県、沖縄防衛局に臨時制限区域内潜水調査の際に米軍へ提出した申請資料の提供求める。

●6月19日 翁長知事とケネディ駐日大使、初会談。知事、辺野古臨時制限区域への立入り調査許可求める。大使は移設に言及せず。

●6月20日 北九州市の8市民団体、辺野古埋立て用土砂搬出に反対する連絡協議会設立。

●6月20日 那覇市内で若者約100人がサウンドデモ。慰霊の日前に平和の大切さを訴える。学生団体「ゆんたくるー」が主催。

今号の略語

CTBT＝包括的核実験禁止条約

NATO＝北大西洋条約機構

NPT＝核不拡散条約

OEWG＝国連公開作業部会

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.com に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(freemlに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、土山秀夫、梅林宏道